

2024年5月10日

ご加入者様

プロテリアル健康保険組合

## 健保からのお知らせ

### ◆医療機関で保険証が使用できないと言われた場合について

プロテリアル健康保険組合は、2024年4月1日に設立された健康保険組合です。当健康保険組合が発行した保険証は問題なくご利用いただけますが、医療機関によっては医療機関の独自のシステムに登録されていないなどの理由によって保険証が利用できないと言われたというお問合せがありました。医療機関の受付にて保険証が利用できないと言われた場合、平日9:30～18:00までの間はプロテリアル健康保険組合（03-5990-2182）へお問合せいただくようお願いいたします。

健康保険組合の営業時間外や土日祝日に医療機関を受診され同様に保険証が利用できないと言われた場合は、「4月1日に設立されたばかりの健康保険組合のためまだ登録がなされていないかと思いますが、手続きを進めているのでこのまま請求手続きを行っていただけないですか」と医療機関の受付でお伝えください。

それでも利用できないと言われた場合には申し訳ございませんが、一度医療費を全額ご負担いただき、医療費還付の手続きを行っていただきますようお願い致します。

※旧健康保険組合の保険証を提示したり、旧健康保険組合の資格が登録されているマイナンバーカードを提示することは絶対にお止めください。

※現在マイナンバーカードを提示すると、旧健康保険組合の情報が表示される場合がありますが使用しないでください。

ご利用可能となった場合には改めてお知らせ致しますのでマイナンバーカードは提示せず、それまでは当健康保険組合から発行された保険証をご使用ください。

#### **【医療費還付手続き（医療費を全額負担した場合）は、以下をご確認ください】**

当健保 HP〉各種手続き〉立て替え払いをしたとき〉急病のため、保険証なしで受診したとき（同じ手続き内容になります）。

以上